

政務調査費調査(2010.4.1現在)

議会名	(1)平成22年度1人当り交付額(千円)	(2)領収書添付					(3)会計帳簿の議会への提出義務づけ	(4)活動報告書の作成義務づけと公表の可否	(5)視察報告書の作成義務づけと公表の可否	(6)21年度の政調費の具体的用途の議会ホームページへの掲載	(7)使用基準マニュアル(最新版策定日)
		①添付義務付け金額	②いつ以降支給分	③提出形式	④収支報告書の閲覧開始と同時に閲覧可能か	翌年のいつ以降閲覧可能					
北海道	6360	全て	平22年4月	写し	閲覧可	6月末日	なし	義務づけ・公表	なし	なし	平22年4月
青森県	3720	全て	平20年4月	写し	閲覧可	7月1日	なし	なし	なし	なし	平20年12月
岩手県	3720	全て	平15年5月	写し	閲覧可	6月1日	なし	なし	なし	金額のみ http://www.pref.iwate.jp/hp0731/osirase/seimuchosa/itiran2010.html#21	平19年2月
宮城県	4200	全て	平16年4月	写し	情報公開請求しなければ閲覧は不可	/	なし	義務づけ・情報公開請求が必要	なし	なし	平21年4月
秋田県	3720	全て	平20年4月	写し	閲覧可	7月1日	なし	なし	なし	なし	平21年3月
山形県	3720	全て	平20年4月	写し	閲覧可	7月1日	なし	義務づけ・公表	義務づけ・公表(収支報告書に事業実施内容や成果を記載)	なし	平20年3月
福島県	3600	全て	平20年4月	写し	閲覧可	7月1日	なし	なし	なし	なし	平20年2月
茨城県	3600	全て	平22年4月	写し	閲覧可	7月1日	なし	なし	なし	なし	平21年12月
栃木県	3600	全て	平20年4月	写し	閲覧可	5月31日	なし	なし	義務づけ・公表	なし	平20年3月
群馬県	3600	全て	平19年5月	写し	閲覧可	6月16日	なし	なし	なし	なし	平22年3月
埼玉県	6000	全て ※1	平21年4月	写し	情報公開請求しなければ閲覧は不可	/	なし	なし	なし	なし	平21年4月
千葉県	4800	全て	平21年4月	写し	閲覧可	7月1日	義務づけ(交付条例に拠る)	なし	義務づけ・公表(現地調査又は先進地視察実施報告書)	なし	平21年1月
東京都	7200	全て	平21年4月分	原本又は写し	閲覧可	(明文規定なし。作業が完了し次第)	なし	なし	なし	なし	平21年7月
神奈川県	6360	全て	平20年4月	写し	情報公開請求しなければ閲覧は不可	/	なし	作成の義務づけはないが、会派・議員の判断で、報告の必要があるとした活動については活動報告書を作成し、収支報告書に添付	なし(活動報告書と同様、議員の判断で添付)	なし	平20年3月
新潟県	3960	全て	平19年4月	写し	閲覧可	土日にかからなければ7月31日	なし	なし	なし	なし	平22年6月
富山県	3600	全て	平20年4月	写し	閲覧可	7月1日	なし	なし	なし	なし	平20年3月
石川県	3600	全て	平21年4月	写し	情報公開請求しなければ閲覧は不可	/	なし	なし	なし	なし	平成21年4月
福井県	3600	全て	平20年4月	写し	閲覧可	7月1日	なし	作成を義務づけ。提出は義務づけず、議員保管。	義務づけ・公表(県外・海外に限る)	なし	平成22年3月
山梨県	3360	全て	平20年4月	写し	閲覧可	7月1日	なし	義務づけ・公表	義務づけ・公表	なし	平22年3月
長野県	3480	全て	平15年5月	写し	閲覧可	5月31日	なし	作成の義務づけはないが、ほぼ全ての事例で調査研究活動記録票が収支報告書に添付、提出されている	作成の義務づけはないが、ほぼ全ての事例で調査研究活動記録票が収支報告書に添付、提出されている	あり http://www.pref.nagan.o.jp/gikai/gisoumu/yo-san.htm	平21年3月
岐阜県	3960	1件3万円を超える支出	平19年11月	写し	閲覧可	6月30日	なし	なし	なし	なし	作成していない
静岡県	5400	全て	平20年4月	非公開部分を会派が黒塗りにして写しを提出	閲覧可	6月30日	なし	なし	義務づけ・公表	なし	平20年4月
愛知県	6000	1件3万円を超える支出(人件費を除く)	平20年4月	写し	閲覧可	7月1日	なし	なし	なし	なし	平20年3月
三重県	3564	全て	平20年4月	写し	閲覧可	6月30日	なし	義務づけ・公表	義務づけ・公表	金額のみ http://www.pref.mie.jp/KENGIKAI/oshirase/seimu/index.htm	平21年6月

政務調査費調査(2010.4.1現在)

議会名	(1)平成22年度1人当たり交付額(千円)	(2)領収書添付					(3)会計帳簿の議会への提出義務づけ	(4)活動報告書の作成義務づけと公表の可否	(5)視察報告書の作成義務づけと公表の可否	(6)21年度の政調費の具体的用途の議会ホームページへの掲載	(7)使用基準マニュアル(最新版策定日)
		①添付義務付け金額	②いつ以降支給分	③提出形式	④収支報告書の閲覧開始と同時に閲覧可能か	翌年のいつ以降閲覧可能					
滋賀県	3600 (会派に属さない議員は2400)	全て	平21年4月	写し	閲覧可	6月1日	なし	なし	なし	なし	平20年10月
京都府	6000	全て	平20年4月	写し	閲覧可	6月30日	なし	義務づけ・公表	義務づけ・公表	なし	平20年4月
大阪府	6018	全て	平19年10月	非公開部分を議員が黒塗りにして写しを提出	閲覧可	6月30日	義務づけ(交付条例に拠る)	義務づけ・公表	義務づけ・公表	なし	平19年10月
兵庫県	6000	1件5万円を超える支出(事務所費、事務費、人件費除く。)	平19年6月	写し	閲覧可	6/30	なし	なし	なし	なし	平19年3月
奈良県	3600	全て	平20年4月	写し	閲覧可	7月1日	なし	義務づけ・公表(県外・海外調査活動記録簿を収支報告書に添付)	義務づけ・公表(県外・海外調査活動記録簿を収支報告書に添付)	なし	平20年4月
和歌山県	3600	1件5万円を超える支出(事務所費、事務費、人件費除く。)	平17年4月	写し	閲覧可	6月30日	なし	なし	なし	なし	平21年1月
鳥取県	3000	全て	平16年4月	写し	情報公開請求しなければ閲覧は不可		義務づけ(政務調査費ガイドラインに拠る)	義務づけ・情報公開請求が必要	義務づけ・情報公開請求が必要	あり http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=145410	平22年7月
島根県	3600	1件3万円を超える支出	平19年5月	写し	閲覧可	7月1日	なし	なし	なし	なし	平19年3月
岡山県	4200	1件1万円を超える支出	平21年4月	写し	閲覧可	7月1日	なし	なし	なし	なし	平21年6月
広島県	4200	全て	平20年4月	写し	閲覧可	7月1日	義務づけ(交付条例、政務調査費事務処理要領に拠る)	義務づけ・公表	義務づけ・公表	なし	平20年1月
山口県	4200	全て	平20年4月	写し	閲覧可	7月1日	なし	なし	なし	なし	平22年3月
徳島県	2400	全て	平20年4月	写し	閲覧可	7月1日	なし	義務づけ・公表	なし	なし	平22年4月
香川県	3600	1件1万円を超える支出	平20年4月	写し	閲覧可	6月30日	なし	なし	なし	なし	平20年9月
愛媛県	3960	1件1万円以上の支出	平20年4月	写し	閲覧可	6月1日	なし	義務づけ・公表	なし	なし	平20年3月
高知県	3360	全て	平21年4月	写し	閲覧可	7月1日	なし	義務づけ・公表	なし	なし	平20年7月
福岡県	6000	全て	平21年4月	非公開部分を議員が黒塗りにして写しを提出	閲覧可	6月30日	なし	なし	なし	なし	平成20年10月
佐賀県	3000	全て	平20年4月	写し	閲覧可	6月30日	なし	なし	なし	なし	平20年3月
長崎県	3600	全て	平20年10月	写し	閲覧可	6月20日	なし	義務づけ・公表	なし	なし	平20年3月
熊本県	3600	全て	平21年4月	写し	閲覧可	6月30日	なし	報告する必要があると認める主な活動について作成・保管	成果に関する記録を作成・保管	なし	平21年3月
大分県	3600	全て	平20年4月	写し	閲覧可	6月30日	義務づけ(政務調査費の交付に関する規程に拠る)	なし	義務づけ・公表	なし	平19年12月
宮崎県	3600	全て	平20年4月	写し	閲覧可	6月30日	なし	なし	なし	なし	平20年3月
鹿児島県	3600	全て	平20年4月	写し	閲覧可	7月1日	なし	なし	なし	なし	平20年4月
沖縄県	3000	全て	平20年7月	写し	閲覧可	6月30日	なし	作成義務づけ・但し、議会に提出を義務づけていないため情報公開請求の対象外。市民への公開不可	(活動報告書と兼用＝同様の取扱い)	なし	平20年3月

政務調査費調査(2010.4.1現在)

議会名	(1)平成22年度1人当り交付額(千円)	(2)領収書添付					(3)会計帳簿の議会への提出義務づけ	(4)活動報告書の作成義務づけと公表の可否	(5)視察報告書の作成義務づけと公表の可否	(6)21年度の政調費の具体的用途の議会ホームページへの掲載	(7)使用基準マニュアル(最新版策定日)
		①添付義務付け金額	②いつ以降支給分	③提出形式	④収支報告書の閲覧開始と同時に閲覧可能か	翌年のいつ以降閲覧可能					
札幌市	4560	全て	平20年4月	写し	閲覧可	6月1日	なし	義務づけ・公表	出張報告書の作成を義務づけ・会派又は所属議員が保管	あり http://www.city.sapporo.jp/gikai/html/seimuchosahi.html	平22年4月
仙台市	4200	1件1万円を超える支出	平20年4月	写し	情報公開請求しなければ閲覧は不可	/	なし	義務づけ・情報公開請求が必要	なし	なし	平20年4月
さいたま市	4080	全て	平21年4月	写し	閲覧可	収支報告書等の提出期限(各半期の末日から1ヶ月以内)の翌日から起算して45日を経過した日の翌日	なし	なし	なし	金額のみ http://www.city.saitama.jp/www/genre/1188295671659/1188469013679/index.html	平21年4月
千葉市	3600	全て	平20年4月	写し	閲覧可	6月30日	なし	義務づけ・公表	作成するよう手引で規定するが、議長への提出は義務付けておらず情報公開請求の対象外	なし	平22年4月
横浜市	6600	全て	平20年4月	写し※提出時に非公開部分を黒塗りして提出する議員あり	閲覧可	6月30日	なし	なし	なし	なし	平20年4月
川崎市	5400	全て	平20年4月	写し	閲覧可	6月30日	なし	なし	義務づけ・公表	なし	平20年4月
相模原市	1200	全て	平19年5月	原本	閲覧可	平成22年は6月21日(明文規定なし。出納閉鎖後できるだけ早く)	なし	義務づけ・公表	義務づけ・公表(「研究研修・調査報告書」)	金額のみ http://www.city.sagamihara.kanagawa.jp/db/ps_data/_material/localhost/gikai/801000/pdf/seimutyousa_h21sikkou.pdf	平21年4月
新潟市	1800(会派に属さない議員は1440)	全て	平19年5月	写し	閲覧可	6月15日	なし	義務づけ・公表(研修会や市政報告会を開催した場合の実施報告書)	義務づけ・公表	金額のみ http://www.city.niigata.jp/info/gikai_jimu/houshuu/seimu_chousahai/shikkou/seimu_shikkou21.html	平20年12月
静岡市	3000	全て	平15年4月	原本	閲覧可	5月15日	義務づけ(根拠:運用)	義務づけ・公表	義務づけ・公表	金額のみ http://www.city.shizuoka.jp/deps/gikai/seimutyousa.html	平21年7月
浜松市	1800	全て	平13年4月	写し	収支報告書も領収書も情報公開請求しなければ閲覧は不可	/	なし	なし	義務づけ・公表	なし	平21年9月
名古屋市	6000	全て	平20年4月	写し	閲覧可	6月30日	なし	なし	作成を義務づけているが、会派にて保存	なし	平20年3月
京都市	6480	全て	平20年4月	写し	閲覧可	6月30日	会計帳簿とは別に用途項目ごとの支出一覧を提出(政務調査費取扱要綱に拠る)	なし	義務づけ・公表(出張記録書)	あり http://www.city.kyoto.jp/shikai/joho/seimuc hosahi.html	平22年2月
大阪市	6480	全て	平18年4月	写し	閲覧可	6月30日	なし	なし	なし	金額のみ http://www.city.osaka.lg.jp/hodoshiryo/shikai/0000079660.html	平22年3月
堺市	3600	全て	平20年4月	写し	閲覧可	6月30日	なし	義務づけ・公表	なし(運用指針で出張報告書の作成と会派・議員保管について定める)	なし	平22年3月
神戸市	4560(会派専属政務調査員の配置に対する加算あり)	全て	平19年7月	写し	情報公開請求しなければ閲覧は不可	/	なし	なし	作成を義務づけているが、市民には公表していない。	なし	平19年7月

政務調査費調査(2010.4.1現在)

議会名	(1)平成22年度1人当り交付額(千円)	(2)領収書添付					(3)会計帳簿の議会への提出義務づけ	(4)活動報告書の作成義務づけと公表の可否	(5)視察報告書の作成義務づけと公表の可否	(6)21年度の政調費の具体的用途の議会ホームページへの掲載	(7)使途基準マニュアル(最新版策定日)
		①添付義務付け金額	②いつ以降支給分	③提出形式	④収支報告書の閲覧開始と同時に閲覧可能か	翌年のいつ以降閲覧可能					
岡山市	1620	全て	平19年7月	非公開部分を議員が黒塗りにして写しを提出	収支報告書と領収書の閲覧可能時期にズレがある。収支報告書6月中旬、領収書7月末頃予定	(日限の規定なし)	なし	なし	作成を義務付けているが、市民には公表していない。	なし	平22年4月
広島市	3600	全て	平20年4月	写し	情報公開請求しなければ閲覧は不可	/	なし	なし	なし(海外で政務調査活動を行った場合は、報告書を作成し会派保存)	なし	平20年8月
北九州市	4560	1件5万円を超える支出	平19年4月	写し	閲覧可	5月31日	なし	なし	なし	なし	作成していない
福岡市	4200	全て	平20年4月	写し	情報公開請求しなければ閲覧は不可	/	なし	なし	作成を義務付けているが、提出は「国外出張報告書」のみ	なし	平20年4月

※1 埼玉県政調費の交付に関する規程第七条の2
 ただし、会派の内部の利用に供するために作成された調査研究の内容を記載する文書に附属する証拠書類で、その提出により会派の自主的な調査研究活動に支障を及ぼすおそれがある場合は、この限りでない。